

# 令和6年度 事業報告

廃棄物の適正な処理を推進することにより、県民の生活環境の保全を図るとともに、県内産業の健全な発展を期するため、次の諸事業を実施した。

当公社においては、廃棄物埋立処分事業の他、補助事業として公益事業を実施している。

## 1 廃棄物埋立処分事業

### (1) 公社全体の廃棄物の受入状況

受入期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

受入総量	54,571 t (64,625 t)	対前年度比	84.4%
(内訳)			
一般廃棄物	19,016 t (19,845 t)	//	95.8%
産業廃棄物	10,815 t (11,699 t)	//	92.4%
陸上建設残土	24,738 t (32,021 t)	//	77.3%
港湾浚渫土砂	2 t (1,060 t)	//	0.2%

(注) ( ) 内は、令和5年度受入量

### (2) 各処分場の状況

#### ① 沖洲処分場

ア 令和2年3月31日に徳島県への移管を終え、令和5年度をもって、集水井戸及び周辺海域における水質調査も終了した。

#### ② 橋処分場

ア 廃棄物の受入状況

受入量	9,805 t (20,932 t)	対前年度比	46.8%
(内訳)			
一般廃棄物	2,589 t (2,600 t)	//	99.6%
産業廃棄物	3,162 t (4,465 t)	//	70.8%
陸上建設残土	4,054 t (12,807 t)	//	31.7%
港湾浚渫土砂	0 t (1,060 t)	//	0%

(注) ( ) 内は、令和5年度受入量

イ 廃棄物埋立処分事業

一般廃棄物については1市4町から、産業廃棄物は県内全域から、陸上建設残土は県南部地域から受入れており、受入れに当たっては受入基準を遵守し、適正な管理に努めた。

ウ 橋廃棄物最終処分場経営改善計画に基づき、引き続き事業コストの縮減等一層の経営改善に努めるとともに、令和5年6月に策定した「第3期地方創生・経営健全化計画」により、引き続き経営の見直し、事業運営コストの縮減等を行い、経営の改善に努めた。

エ 施設については、老朽化が進行する中で、計画的な大規模修繕として、外壁補修工事を実施した他、水処理設備の修繕、更新を行い、適切な維持管理に努め、安定した余水の処理を行った。

オ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域における水質調査を実施した。

### ③ 徳島東部処分場

#### ア 廃棄物の受入状況

受入量	44,766 t (43,693 t)	対前年度比	102.5%
(内訳)			
一般廃棄物	16,427 t (17,245 t)	//	95.3%
産業廃棄物	7,653 t (7,234 t)	//	105.8%
陸上建設残土	20,684 t (19,214 t)	//	107.7%
港湾浚渫土砂	2 t (0 t)	//	—

(注) ( ) 内は、令和5年度受入量

#### イ 廃棄物埋立処分事業

一般廃棄物は4市8町村（旧鴨島町除く。）から、産業廃棄物は7市12町村から、陸上建設残土は県内全域から、港湾浚渫土砂は徳島小松島港から受入れており、受入れに当たっては受入基準を遵守し、適切な管理に努めた。

ウ 令和5年6月に策定した「第3期地方創生・経営健全化計画」により、引き続き経営の見直し、事業運営コストの縮減等を行い、経営の改善に努めた。

エ 施設については、老朽化が進行する中で、計画的な大規模修繕として、計量器の建屋改修や漏水補修（屋上防水、外壁補強）工事を実施した他、水処理設備の修繕、更新を行い、適切な運転管理に努め、安定した余水の処理を行った。

オ 廃プラスチック類前処理施設について、設備の点検や修繕、更新を行い、適正な運転管理に努めた。

カ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域における水質調査を実施した。

キ 北東側を中心に環境保全対策を継続的に実施し、層別水質調査の定期実施、水質の管理対策等を講じた。

## 2 公益事業

### (1) 廃棄物適正処理推進事業助成

廃棄物適正処理推進事業として、次の補助事業を実施するとともに、啓発・周知に努めた。

① ゴミゼロ推進事業（市町村対象事業）	補助金交付	1件
② 地域環境美化活動事業（民間団体対象事業）	補助金交付	0件

### (2) 情報公開の推進

リニューアルしたホームページを活用し、引き続き、廃棄物の種類毎の埋立数量及び水質検査の毎月の状況を掲載するなど、情報発信を積極的に行った。

## 3 内部統制システムの運用状況の概要について

### (1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

理事会は、法令、定款に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

### (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

理事の職務執行は、法令及び定款に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、理事会議事録に記録され、その記録の保存・管理は、法令の定めるところにより、適切に行う。

### (3) 業務の適性を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを適宜行っている。